

令和6年度税制改正

先月のCBCANEWSでは、今年度税制改正のうち、定額減税についてお伝えしました。今回は、税制改正全体における主なものについてお伝えします。

(外部リンク) [財務省ホームページ「税制改正の概要」](#)

✚ 個人所得課税

○ 所得税・個人住民税の定額減税

- ・令和6年分の所得税・令和6年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税3万円・個人住民税1万円を控除する。ただし、納税者の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

(以上、詳しくはCBCANEWS Vol.122「定額減税と給付支援について」を参照ください。)

○ 住宅ローン控除の改定（子育て支援特例）

- ・住宅ローン控除について、令和6年限りの措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を、新築等の認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円へと上乘せする。

※ 子育て世帯等：夫婦のいずれかが40歳未満または19歳未満の扶養親族を有する方

※ 新築等：新築もしくは建築後使用されたことのないもの又は買取再販住宅

(解説) 一般の新築等住宅ローン控除は2024年から減額されますが、子育て世帯等については1年限り従来額が延長されます。具体的な借入限度額は次の通りです。

住宅の区分		控除期間	借入限度額（子育て支援特例額）	
			2023年	2024年
新築等	認定住宅	13年	5,000万円	4,500万円（5,000万円）
	ZEH水準省エネ住宅		4,500万円	3,500万円（4,500万円）
	省エネ基準適合住宅		4,000万円	3,000万円（4,000万円）
	一般住宅	13年→10年	3,000万円	2,000万円→0
中古	省エネ住宅全般	10年	3,000万円	
	一般住宅		2,000万円	

法人課税

○ 賃上げ促進税制の強化

- ・ 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度について改正し、その適用期限を3年延長する。
- ・ 従来の賃上げに対する税額控除および教育訓練に対する上乘せに加え、プラチナくるみんやプラチナえるぼし等の認定を受けている場合の上乗せを新設する。
- ・ 中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間繰越控除ができる。

(解説) 岸田政権が最も注力する構造的な賃上げの実現に向けた税制の改正です。

改正後の具体的なテーブルは次の通りです。

企業規模	継続雇用者の		教育		両立支援		最大 控除率
	賃上げ率	控除率	訓練費	上乘せ	女性活躍	上乘せ	
大企業	3%	10%	10%	+5%	プラチナくるみん プラチナえるぼし	+5%	20%
	4%	15%					25%
	5%	20%					30%
	7%	25%					35%
中堅企業	3%	10%	10%	5%	プラチナくるみん えるぼし三段階目以上	5%	20%
	4%	25%					35%
中小企業	1.5%	15%	5%	10%	(プラチナ)くるみん えるぼし二段階目以上	5%	30%
	2.5%	30%					45%

※ 中堅企業：資本金1億円超、従業員2,000人以下の企業

○ 戦略分野国内生産促進税制の創設

- ・ 国として選定した戦略的な分野に対して、生産・販売量に応じて減税を行う措置を新設する。
- ・ 対象分野は、半導体、電動車、鉄鋼、基礎化学品、航空機燃料の5つ。

○ 交際費から除外される飲食費に係る見直し

- ・ 交際費等の損金不算入制度について、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を1人当たり5,000円以下から1万円以下に引き上げることとした上、その適用期限を3年延長する。

一般社団法人全国経営診断士協会

〒105-0012

東京都港区芝大門 1-1-32

御成門エクセレントビル 8階

TEL : 03-6459-0161

FAX : 03-6435-7717

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先